

日ヲ以テ同恙解決セリ
運ヲ組合本部ニ托シハ別記四ノ如キ声明書ヲ發表セ
ルニ付申添候
右及申(通)報候也

別記(一)

東京交通労働組合嘆願書に對する回答

〔運輸部〕

- 一 延着一割以上の場合と雖も標準給與時分を支給せられたし
回答 延着一割を越へたる場合は之の超過時分の并に標準給與時分より控除すべし 早着の場合亦同じ
- 二 線路の情況又は乗客繁多等業務上止むを得ずして遅着したる場合は事故障害の場合に準じ實際時分を給與せられたし
回答 相当の理由ありと認めたる時は無務實時分を給與すべし
- 三 中休時間を百五十分と規定せられたし
回答 中休に對する給與時分を激増し且之れを一律に規定するが如きは同意し雖も本制の改正については近く之れを弁表すべし
- 四 附帯作業時分三十分を増加せられたし
回答 附帯作業に對する給與時分を増加するは実情之れを許さざるも将来乗車料収入激増の場合は乗客手当を増額する方針なり
- 五 交代に對し二分を支給せられたし
回答 交代については従來の制度と異なるところなきを以て新に給與する要なしと認む